

1 目的

この指針は、金沢大学人間社会研究域（以下「本研究域」という。）で、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動（以下「人を対象とする研究」という。）を遂行する研究者に求められる行動、態度の倫理的指針及び研究計画の審査に関する事項を定めることを目的とする。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」（以下「個人の情報、データ等」という。）とは、個人の思考、行動、環境、身体等に係る情報、データ及びヒト並びにヒト由来の試料及びデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。
- (2) 研究者とは、本研究域において、研究活動に携わる専任教員（学校教育学類附属学校園及び教職総合支援センターの教員並びに本学退職前に本研究域において専任教員であった者で、本研究域において研究に従事する者を含む。）及び事務職員並びに研究員、学生等をいう。
- (3) 提供者とは、研究のために個人の情報、データ等を提供し、研究の対象となる者をいう。

3 研究の基本

- (1) 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、「金沢大学研究者行動規範」（平成20年1月22日制定）の趣旨に則って、生命の尊厳、個人の尊厳及び基本的人権を重んじ、科学的及び社会的利益よりもこれを優先し、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。
- (2) 人を対象とする研究のうち、個人若しくは集団を対象に、その行動や心身等に関する情報及び環境についての情報を収集する作業を含む臨床・臨地的、人文社会科学的な調査並びに実験研究を行う者は、国立大学法人金沢大学個人情報管理規程（平成17年4月1日規程第367号）の他、国等の関係法令に従うとともに、当該研究者が所属する学会・団体の倫理規準等を遵守しなければならない。
- (3) 研究者が、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

4 指針の適用除外

- (1) 人を対象とする研究のうち、国が定める「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」, 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に該当する研究及びその他の医学的研究や侵襲（穿刺, 切開, 薬物投与, 放射線照射, 心的外傷に触れる質問等研究対象者の身体又は精神に障害又は多大な負担を与えること）を伴う研究は、本指針の対象外とする。
- (2) 研究手法の特性によりこの指針によることができない場合は、当該研究に係る学会等の指針等によるものとする。

5 研究者の説明責任

- (1) 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取する場合は、研究者は、提供者に対してあらかじめ研究目的、研究計画、研究成果の発表方法等について説明しなければならない。ただし、質問紙法による調査等においては、当該文書における説明をもって、これに代えることができる。
- (2) 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、提供者に対して何らかの身体的、精神的負担若しくは苦痛や危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況を説明しなければならない。

6 インフォームド・コンセント

- (1) 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取する場合には、提供者に対して、前記の説明に基づいて、あらかじめ提供者の同意を、文書により得なければならない。ただし、質問紙法による集団調査法、郵送法などによる研究の場合は、質問紙への回答、返却をもって同意とみなすことができる。なお、その際には、当該回答、返却をもって同意とみなすこと及び回答を拒否することができることを質問紙等に明記するものとする。
- (2) 「提供者の同意」には、個人の情報、データ等の取り扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。
- (3) 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められた場合には、当該個人以外の第三者の個人情報の保護等に抵触しない限りこれを開示しなければならない。ただし、開示は当該個人の情報、データ等が特定される場合に限る。

7 情報の管理

- (1) 研究者は、提供者から得られた情報、データ等及びそれらに関連した研究記録を事後の検証が行えるよう必要な期間適切に保管するものとする。
- (2) 研究者は、研究遂行において知り得た個人情報を、本人の同意なしに他に漏洩してはならない。ただし、国等の関係法令、及び国立大学法人金沢大学個人情報管理規程等に別段の定めがある場合を除く。
- (3) 研究者は、提供者が同意を撤回したときには、当該個人の情報、データ等が特定される場合には、これらを速やかに破棄しなければならない。

8 教育活動等における収集・採取

(1) 教員は、個人の情報、データ等の提供に対する同意の有無により、学生の成績評価において不利益を与えてはならない。

(2) 学生が人を対象とする研究を行う場合は、指導教員の指導のもと、本指針を遵守しなければならない。

9 第三者への委託

(1) 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集・採取する場合は、第三者に対してこの指針の遵守を求めるよう努めなければならない。

(2) 研究者は、必要があれば研究目的等を提供者に対して直接説明しなければならない。

10 研究計画等の審査

(1) 本研究域は、本研究域において人を対象とする研究を行う研究者からの申請に基づき、研究の実施計画及び公表計画等（以下「研究計画等」という。）の審査を行うものとする。ただし、当該研究の審査が特に緊急を要する場合、無記名（匿名）による質問紙法調査で、提供者の意思に回答が委ねられており、その結果をもっぱら統計解析する研究の場合、又は、審査事例に基づいて審査の結果が明確に推定できる場合等、特別の事情がある場合には、別に定める簡易な手続きに基づく審査（審査の除外を含む）によることができる。

(2) 前号の目的を達成するため、本研究域のもとに人を対象とする研究に関する倫理審査委員会を設置する。

(3) 審査の手続き等に関する事項は別に定める。

11 その他

(1) 謝礼の提供

研究者が提供者に、謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上妥当な範囲で定めるものとし、研究者はその受払いについて適切な管理をしなければならない。

12 改廃

この指針の改廃は、金沢大学人間社会系教育研究会議代議員会の議を経て、人間社会研究域長が決定する。

13 事務の所掌

この指針に関する事務は、人間社会系事務部が行う。

附 則

1 この指針は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。

2 金沢大学人間社会研究域におけるヒトを対象とする研究倫理に関する指針は廃止する。

附 則

この指針は、令和7年5月9日から施行する。